

令和5年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和5年11月9日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 正木善昭

2番 大井栄

4番 三須清一

5番 宮久保勝

6番 森茂

7番 川村泉治

8番 根本博

9番 大炊三枝子

4. 欠席委員

3番 中野栄

10番 田口忠

5. 出席事務局職員

局長 柏木幸昌

農地係長 遠藤幸廣

主査 富塚隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案書3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 3 号 時効取得を原因とする農地の権利移転について
- 報告第 4 号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について
- 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから令和5年第11回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員8名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5番 宮久保 勝委員

6番 森 茂委員

よろしくお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の富塚主査を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」5件、議案第3号「農用地利用集積計画（案）について」再設定1件、所有権移転2件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、下記のとおり、申請があったので、この会議の意見を求めます。

提出日 令和5年11月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

議案第1号、整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は13平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約700mに位置しています。

位置図は、議案資料の3ページをご覧ください。

譲受人は、〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。

効率よく耕作するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は自作地のみ0.71ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間100日、妻が120日、子が50日です。トラクター、管理機を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号整理番号2番の説明をいたします。

議案資料は9ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は19平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約700mに位置しています。

位置図は、議案資料の11ページをご覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。

効率よく耕作するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.98ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日、妻も150日、子が10日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号整理番号3番の説明をいたします。

議案資料は15ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,776平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約850mに位置しています。

位置図は、議案資料の17ページをご覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。

自家消費による耕作を行うため、賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号整理番号3番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人の友人及び譲渡人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地はありません。農業従事日数は、今回取得する耕地で本人が週5日、友人1人も週5日、友人3人が週3日です。

草刈機を所有しています。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい、正木委員。

正木善昭委員 議案資料20ページの賃貸契約書ですが、貸主と借主の名前が逆になっています。

事務局 大変失礼しました。申請者にお知らせし、訂正するよう指導いたします。

正木善昭委員 後もう一点、契約書の中の賃貸借の期間が1年となっていますが、その理由がわかれば教えてください。

川村泉治調査会長 譲渡人の方もいらしたので、話を聞きましたが、耕作されず草等が繁茂した場合は、すぐに返していただくと言っていました。

調査会では、あくまで試験的に1年間という形で期限を設けたと思いましたが、許可相当とする意見で総会に諮ることとしました。

事務局 調査会長からお話がありましたとおり、草等が生え、耕作されなかった場合は、合意解約をすることになろうかと思えます。

三須清一会長 よろしいですか。他にございませんか。

はい。大井委員

大井栄一委員 農地の面積が結構あって農機具がない状況で、耕作することが本当にできるのでしょうか。少し心配なものでお聞きします。

川村泉治調査会長 現場で確認したのですが、許可申請の中で記載されている構成員は5名となっているのですが、それ以外にも共に耕作される仲間が数人いらして、人手にはこまらなと思います。

私からも、仲間と協力し、農地を荒らすことのないよう耕作にはげんでいただきたい旨伝えました。

事務局 農機具については、とりあえず今所有している物で耕作をしてみて、その都度必要な物があった場合は、貸主さんも含め、知り合いの農家さんから借りることも考えているとのことです。

三須清一会長 私からもよろしいですか。現地調査をした人ならわかるのですが、午後3時ぐらいで7割ぐらいが日陰になっていましたが、夏場は良い野菜が取れそうな感じがしました。

よろしいですか。他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思いません。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

三須清一会長 これより、議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい。大炊委員

大炊三枝子委員 権利設定の確認ですが、贈与とか賃借ではなく、使用貸借ということによろしいのですか。

事務局 はい、使用貸借権の設定になります。

三須清一会長 よろしいですか。

他に何かございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案資料は33ページからとなります。

整理番号2番の申請地は、〇〇〇字〇〇〇地先の畑2筆、合計面積は2,115平方メートルを所有権移転するものです。

所在地は〇〇〇の〇〇〇〇〇の南西側約300mに位置しています。

位置図は、議案資料の36ページをご覧ください。

譲受人は有限会社日暮電機で、譲渡人は〇〇〇の方です。

申請理由は、資材置場を整備するものです。

隣接農地所有者には、境界確定測量の境界立会時に説明をしたところ、特に意見はありませんでした。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人及び代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

申請地は、平坦地で埋立て等も必要がなく、外周をフェンスで囲い、砂利敷きで雨水は敷地内自然浸透処理します。

現地確認では、周辺の農地に影響はないことを確認しました。

また、資力については、全額自己資金を予定しており、残高証明書で確認しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

以上のことから、第1調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障がない旨確認されたことから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

意見がある委員は挙手をお願いします。

はい。正木委員

正木善昭委員 周囲をフェンスで囲むとのことですが、まわりの農地への影響が気になりますので、どのようなフェンスで囲むのでしょうか。網目のようなイメージのものを予定しているのでしょうか。

三須清一会長 私の方からこのことについて、譲受人に聞いたところ、とりあえずは砂利引きですけれども、境界より1m離し、鋼板のフェンスを設置し、土の下まで埋め込み、周りの農地に砂利が混じらないようにしますということを確認しました。

正木善昭委員 フェンスの構造によっては、境界より1m離しても砂利等が畑の方に混じる可能性があるので一言聞いておきました。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開いたします。他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番から5番までは、同一事業のため、一括して審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3番から5番は一括して説明いたします。

議案資料は53ページからとなります。

申請地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田3筆、合計面積は2,762平方メートルです。

所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西南側約500mに位置しています。

位置図は、議案資料の59ページをご覧ください。

申請理由は、一時転用に伴う使用貸借で農地改良です。

北側の道路と同じ地盤まで盛土し、畑地とするもので、令和5年9月6日に農地改良に係る事前相談申請書を受付けています。

隣接農地所有者には、埋立て農地及び埋立て後の利用について説明したところ、南側農地所有者から法面下部に素掘りの側溝を設けてほしいとの要望があり、雨水処理対策として素掘りの側溝を設けました。

譲受人は、我孫子市の土木を主たる業とする北総土木工業株式会社です。

市の公共工事も多く受注しています。

埋立区域は、緩やかな法面にて処理し、隣接農地より1.5m離れた区域として法面下部に素掘りの側溝を設けます。雨水は農地内に自然浸透します。

事業費は〇万円で、建設発生土処分費を用いて、北総土木工業株式会社が負担することです。

他法令については、市の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく申請手続き中です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会 議案第2号整理番号3番から5番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人、譲渡人及び代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であり、農地区分は農用地区域内農地となります。本申請は、市農地改良指導要綱の対象となります。

要綱では、盛土高や盛土高と同等の長さで隣地から離して盛土を行うなどを規定していますが、計画では規定どおり行うこととなっております。

農地の効率的な利用を目的に、優良な畑にする一時転用であり、また資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題もないことから、第1調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号3番から5番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい、正木委員。

正木善昭委員 所有者である譲渡人の〇〇さんと〇〇さんは何らかの関係性があるのでしょうか。

事務局 親族と聞いております。

三須清一会長 よろしいですか。

他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号3番から5番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第3号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日 令和5年11月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は105ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、再設定1件、所有権移転2件です。

整理番号1番、賃借権を再設定する農地は、〇〇地先の地目田3筆、合計面積は6,124平方メートルです。

権利の設定を受ける者は有限会社今井興業ライスセンターで、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇kgです。

整理番号2番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,752平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇の農業者で、権利を設定する者は、〇〇の方です。

整理番号3番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は4,278平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇の農業者で、権利を設定する者は、〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて川村第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第3号について、調査結果を報告いたします。

整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約21.53ヘクタールで、農業従事日数は、議案資料には記載されていませんが、事務局の調査により本人が年間269日、父が262日、弟が264日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番、整理番号3番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め8.85ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が180日、子が160日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は第1号から5号までの5件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。

届出事由は道路です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。

届出事由は、敷地拡張が1件、住宅が3件、駐車場が1件です。

報告第3号は「時効取得を原因とする農地の権利移転について」で、1件受理しました。通知の事由は、時効取得に係る所有権移転です。

報告第4号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、1件受理しました。

あっせんの状況は買受希望です。

報告第5号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は、相続です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から5号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第11回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。